

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 消防本部予防課

番号 1 2

許認可等の内容		保安検査時期の変更
根拠法令及び条項		危険物の規制に関する政令第8条の4第2項
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>保安検査時期の変更ができる事由は、危険物の規制に関する規則第62条の2に規定されており、当該規定に基づき適切に処理するとともに次の事項に留意する。</p> <p>(1) 保安に関する検査の対象となるべき特定屋外タンク貯蔵所の所有者等の判断において、当該特定屋外タンク貯蔵所の保安管理の必要が生じた場合は、規則第62条の2第2号に規定する事由に該当するものである。</p> <p>(2) 保安に関する検査の対象となるべき特定屋外タンク貯蔵所の所有者等の判断において貯蔵し、又は取扱う危険物の種類を変更する必要がある場合は、規則第62条の2第3号に規定する事由に該当するものである。</p>
	参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 逐条解説消防法 ・ 危険物規制質疑応答集 ・ 危険物関係法令実例集
	設定等年月日	平成6年10月1日設定
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	<p>(未設定)</p> <p>消防法第14条の3第3項の規定により保安検査については、危険物保安技術協会に委託するため処理期間については設定できない。</p>
	設定等年月日	平成 年 月 日設定